官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示の一部を改正する告示（農林水産七五八）　一
〔その他告示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁一三）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
総務省共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　六〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　六二
会社その他
会社決算公告　六七

法規的告示

○農林水産省告示第七百五十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十三条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示（令和八年農林水産省告示第四百八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年六月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和